

二条城周辺地域活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、二条城周辺地域活性化協議会（以下、協議会）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、多くの市民、観光客が訪れる国宝・世界遺産「二条城」を中心に、周辺地域の魅力を高め、広く発信することにより、「文化とにぎわい」を創出する地域の活力ある発展を目指す。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ? 事業の計画の策定に関すること
- ? 事業の推進及び運営に関すること
- ? 関係機関等が実施する事業との連携・協力に関すること
- ? 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる機関及び団体等をもって組織する。

- 2 協議会に会長を置く。
- 3 会長は、委員の互選により決定する。

(運営会議)

第5条 協議会の運営について調整を行うため、協議会に運営会議を置く。

- 2 運営会議は会長及び会長が指名する若干名をもって組織する。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、中京区役所地域力推進室及び株式会社リーフ・パブリケーションズに事務局を置く。

(補則)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年9月23日から施行する。

構成団体一覧

上京区各学区
中京区各学区
中京区文化協議会
京都三条会商店街振興組合
東寺真言宗 神泉苑
佛教大学
立命館大学
大和リース株式会社京都支店
ANA クラウンプラザホテル京都
(株) リーフ・パブリケーションズ
京都市立芸術大学ギャラリー@KCUA
京都市立京都堀川音楽高等学校
上京区役所
中京区役所
元離宮二条城事務所